

日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医制度における受験資格の過渡的（暫定）措置に関する細則

第1条

日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医制度（以下動脈硬化専門医制度と略す）の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、受験資格の認定については以下に定める過渡的（暫定）措置を講ずる。

第2条

本措置の運営は、専門医制度委員会が行う。

第3条 受験資格の認定

専門医の認定を申請する者は、次の各号の条件を全て満たしていなければならない。

受験資格

一、日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。

二、以下の学会の認定医または専門医の資格を有すること。

日本内科学会、日本小児科学会、日本循環器学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本老年医学会、日本内分泌学会、日本腎臓学会、日本脈管学会、日本脳卒中学会、日本臨床検査医学会、日本臨床薬理学会、日本病理学会

三、申請時において継続3年以上本学会の会員であること。

四、日本内科学会認定内科医もしくはこれと同等と認められる学会専門医の取得後、日本動脈硬化学会が認定する教育施設において3年以上の動脈硬化学に関する臨床経験を有することを基本とするが、平成17年度以前の医師免許取得者は認定内科医資格取得後、3年の臨床経験は必要としない。また、過渡的措置として過去に当該教育施設において動脈硬化学に関する臨床経験がある場合、および註1に示す認定施設において3年以上、同等の臨床経験がある場合もこれに準ずるものとする。

評議員においては、履歴書において5年以上の動脈硬化学の臨床経験がある場合、動脈硬化専門医制度規則の研修カリキュラムの内容を終了しているものとみなす。

申請に必要な以下の書類を提出すること。

受験申請

- ①専門医申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・過渡的措置申請書類A2（評議員はA1）
- ②履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・過渡的措置申請書類A2（評議員はA1）
- ③認定施設研修終了証明書（過去に認定施設（註1）で研修、診療していた場合にはその証明書：（評議員は免除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・過渡的措置申請書類A2
- ④研修項目評価表（評議員は免除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・過渡的措置申請書類A2

- ⑤指導医の推薦書（過去に認定施設（註2）で研修、診療していた場合、現在の施設長の推薦（評議員は免除）
- ⑥診療実績表（註3，評議員は免除）・・・・・・・・・・・・・・・・ 過渡的措置申請書類B 2
- ⑦受持ち患者20症例のうち抄録5症例（註3，評議員は免除）・ 過渡的措置申請書類B 2
- ⑧業績目録（学会出席証等を含む：評議員は免除）・・・・・・・・過渡的措置申請書類B 2
- ⑨医師免許証の写し
- ⑩日本内科学会認定内科医、もしくはこれと同等と認められる学会の専門医の資格認定証（写し）
- ⑪受験申込書類受領通知（受験票）はがき（切手を貼付し，送付先・受取人氏名を記入する）

（註1）認定施設の細則を参照

（註2）認定施設には日本内科学会認定医制度教育病院、日本小児科学会認定小児科専門医研修施設、日本循環器学会認定循環器専門医研修施設および日本循環器学会認定循環器専門医研修関連施設、日本糖尿病学会認定教育施設、日本高血圧学会認定研修施設、日本老年医学会認定施設、日本内分泌学会認定教育施設、日本腎臓学会指定研修施設、日本脈管学会研修指定施設、日本脳卒中学会認定研修教育病院、日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設、日本臨床薬理学会研修施設および関連施設、日本病理学会認定施設、日本肥満学会認定肥満症専門病院を含む。

研修終了証明書は当該施設長が発行するものとする。社員のいる施設とし、専門医制度委員会が認定を行う。

（註3）診療実績表

受け持ち患者 20 症例（外来または入院）

- ・冠動脈疾患の一次予防 10 症例（脂質異常症ないしカテゴリーⅢに入る症例を含む）
- ・冠動脈疾患の二次予防 5 症例
- ・冠動脈疾患以外の動脈硬化性疾患（脳血管障害、大動脈疾患、末梢動脈疾患など）を合併し、動脈硬化の危険因子（脂質異常症、糖尿病、高血圧症）を管理した症例 5 症例
- ・ただし、小児科の専門医をもって受験する場合、10 症例動脈硬化の危険因子（肥満、メタボリックシンドローム、脂質異常症、糖尿病、高血圧症）を管理した 10 症例のみとする。

以上の症例について、原則として患者ID と施設名を添えて提出する。

第4条

審査は筆記試験によって行う。筆記試験問題の作成と採点は専門医制度委員会が行い、結

果は後日通知する。試験の受験回数には制限を設けない。

第5条

試験の開催ならびに審査の結果は News and Scope 及びホームページ上で公表する。

第6条

専門医の審査料 20,000 円、認定料は 30,000 円とする。

第7条

専門医制度委員に対する過渡的措置審査は最終の過渡的措置施行の際に、他の複数の専門医制度委員による試験によって行う。

本細則は平成23年4月1日を以って発効し、変更は専門医制度委員会及び理事会の承認を経た後、社員総会での承認を受けなければならない。

本細則は平成27年の過渡的措置の終了を以て廃止する。